

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 居宅介護支援事業所『よつば』の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 事業所名      | 居宅介護支援事業所よつば                   |
| 所在地       | 岡山県井原市上出部町1805-5               |
| 介護保険指定番号  | 3370700498                     |
| *サービス提供地域 | 井原市・笠岡市・福山市・矢掛町・倉敷市・浅口市・浅口郡里庄町 |

### (2) 事業所の職員体制

管理者(兼務) 1名      介護支援専門員 4名

### (3) 営業日および営業時間

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 祝 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ |

休業日

12月30日～1月 3日

|                |
|----------------|
| 営業時間           |
| 午前9:00から午後6:00 |

## 2. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。  
契約を締結したのち、サービス提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者の都合でサービスを終了する場合

利用者は、事業所に対して、この契約を希望する日の30日前までに解約を  
申し入れることにより、利用者が希望する日をもってこの契約を解約することができます。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。  
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者を  
ご紹介いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

利用者が介護保険施設に入所した場合。

介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援または  
非該当(自立)と認定された場合。

利用者が死亡した場合

#### ④ その他

利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を  
継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に  
サービスを終了する場合があります。

### (3) 医療サービスの利用を希望される場合は利用者の同意の上、主治医等に意見を求め、 指示の有る場合のみケアプランに入れさせていただきます。

### (4) 医療サービス以外の指定居宅サービスを希望される場合は該当指定居宅サービスにかかわる 主治医の医学的観点からの重要事項が示されている場合は、該当留意点を尊重して ケアプランを作成いたします。

### (5) 苦情・事故発生時の処理に当たっては下記の通りとさせていただきます。

#### 1 利用者からの相談又は苦情・事故等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

常設窓口

井原市上出部町1805-5  
居宅介護支援事業所よつば  
電話 0866-65-0154  
担当者 介護支援専門員 枝廣 隆司

## 2 円滑かつ迅速に苦情・事故処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情・事故処理台帳に記載
- (2) 苦情・事故についての事実確認を行う
- (3) 苦情・事故処理方法を記載し、管理者決裁
- (4) 苦情・事故処理について関係者との連携を行う
- (5) 苦情・事故処理の改善について利用者に確認を行う
- (6) 苦情・事故処理は1営業日以内に行われることを原則とする
- (7) 苦情・事故処理の成果等を台帳に記録する

## 3 苦情・事故があったサービス事業者に対する対応方針等

- (1) サービス事業者に苦情・事故報告と改善について指示を行う
- (2) サービス事業者が苦情・事故について対応できない場合、利用者に説明し、他のサービス事業者を選択していただく

## 4 事故が発生した場合の対応方針等

- (1) 事故発生時、状況を判断し適切な処理を行う。
- (2) 管理者に連絡する。
- (3) 管理者は家族、関係機関に連絡する。
- (4) 損害賠償等が必要な場合、その処理を行う。

## 3. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

『ご利用者及びご家族様の希望を考慮しつつ、その人らしさを大切に』を基本理念に掲げています。  
福祉サービス事業所として個人の生活の考え方を尊重した運営を行っていきます。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

- 1 契約書を居宅介護支援事業所よつばと利用者が交わしてサービスが始まります  
ケアマネージャーが聴き取り調査を行い、利用者の解決すべき課題を把握します。
- 2 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求める事ができます。  
指定居宅サービス事業者等の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んで頂きます。
- 3 提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します。  
居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を  
いつでも受ける事ができます。
- 4 計画に沿ってサービスが提供されるよう、サービス提供事業者等とサービス利用の  
調整を行います。(サービス担当者会議) サービス利用に関して説明を行い、  
利用者やご家族の意向を伺い、同意を頂きます。
- 5 居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います。
- 6 特段の事情のない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、かつ1ヶ月に1回  
居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録します。
- 7 居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を  
行います。

### (3) 秘密保持について

『業務上、知り得た情報、家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。また、  
雇用契約終了後においても遵守する。』旨の誓約書を交わし、厳重に遵守します。

## 4. サービス内容に関する苦情

### ① 当事業所、利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

|    |              |    |              |
|----|--------------|----|--------------|
| 担当 | 居宅介護支援事業所よつば | 電話 | 0866-65-0154 |
|----|--------------|----|--------------|

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

|                |              |
|----------------|--------------|
| 井原市 介護保険課      | 0866-62-9519 |
| 笠岡市 長寿支援課      | 0865-69-2139 |
| 矢掛町 保健福祉課      | 0866-82-1013 |
| 福山市 介護保険課      | 084-928-1166 |
| 倉敷市 介護保険課      | 086-426-3343 |
| 浅口市 高齢者支援課     | 0865-44-7113 |
| 浅口郡里庄町 健康福祉課   | 0865-64-7211 |
| 岡山県国民健康保険団体連合会 | 086-223-8876 |
| 広島県国民健康保険団体連合会 | 082-554-0770 |

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

住所 岡山県 井原市 上出部町 1805-5

名称 株式会社よつば

説明者 介護支援専門員  
氏名

私(利用者)は本書面に基づいて重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意します。  
また、私及び家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最低限の範囲内で  
使用することに同意します。

1 使用する目的

事業所が、介護保険に関する法令及び居宅介護支援実施要項に従い、居宅介護支援ケアプランに  
伴うサービス担当者会議等必要な場合において、居宅介護支援等を円滑に実施するため。

2 使用するにあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最低限とし、情報提供の際は  
関係者以外に決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容(例示)

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況、家族構成等  
認定調査票(74項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における  
判定結果の意見(認定調査通知書)

年 月 日

株式会社 よつば 殿

利用者

住所

氏名

印

家族又は代理人

住所

氏名

印

利用者との関係(続柄)

別紙1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ

|           |                                                           |           |          |
|-----------|-----------------------------------------------------------|-----------|----------|
| 居宅介護支援（ⅰ） | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分 | 要介護 1・2   | 1,086 単位 |
|           |                                                           | 要介護 3・4・5 | 1,411 単位 |
| 居宅介護支援（ⅱ） | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分        | 要介護 1・2   | 544 単位   |
|           |                                                           | 要介護 3・4・5 | 704 単位   |
| 居宅介護支援（ⅲ） | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分              | 要介護 1・2   | 326 単位   |
|           |                                                           | 要介護 3・4・5 | 422 単位   |

居宅介護支援費Ⅱ（ケアプランデータ連携システムの活用かつ事務職員の配置をおこなっている事業所）

|           |                                                           |           |          |
|-----------|-----------------------------------------------------------|-----------|----------|
| 居宅介護支援（ⅰ） | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 未満である場合又は 50 以上である場合において、50 未満の部分 | 要介護 1・2   | 1,086 単位 |
|           |                                                           | 要介護 3・4・5 | 1,411 単位 |
| 居宅介護支援（ⅱ） | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、50 以上 60 未満の部分        | 要介護 1・2   | 527 単位   |
|           |                                                           | 要介護 3・4・5 | 683 単位   |
| 居宅介護支援（ⅲ） | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、60 以上の部分              | 要介護 1・2   | 316 単位   |
|           |                                                           | 要介護 3・4・5 | 410 単位   |

利用料金及び居宅介護支援費〔減算〕

|           |                                                                     |                 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 特定事業所集中減算 | 正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等<br><br>(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与) | 1 月につき 200 単位減算 |
| 運営基準減算    | 適正な居宅介護支援が提供できていない場合<br><br>運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない             | 基本単位数の 50%に減算   |

## 加算について

|                     |                                                                                                        |        |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 初 回 加 算             | 新規として取り扱われる計画を作成した場合                                                                                   | 300 単位 |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ）        | 病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合                                                        | 250 単位 |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ）        | 病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日の内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合                                                 | 200 単位 |
| イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ       | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること                                             | 450 単位 |
| ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ       | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること                                                  | 600 単位 |
| ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ       | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること                                             | 600 単位 |
| ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ       | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること                                            | 750 単位 |
| ホ）退院・退所加算（Ⅲ）        | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること                                          | 900 単位 |
| 通院時情報連携加算           | 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合 | 50 単位  |
| 緊急時等居宅カンファレンス<br>加算 | 病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合                             | 200 単位 |

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

|           |     |
|-----------|-----|
| 訪問介護      | 13% |
| 通所介護      | 89% |
| 地域密着型通所介護 | 7%  |
| 福祉用具貸与    | 52% |

②前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

|           |                |                  |                |
|-----------|----------------|------------------|----------------|
| 訪問介護      | 日の丸ハートケア 24%   | 和介護ステーション矢掛 15%  | 井原市社会福祉協議会 14% |
| 通所介護      | デイサービスよつば 95%  | デイサービスひまわり 3%    | 長楽園デイサービス 1%   |
| 地域密着型通所介護 | デイホームはなね 42%   | デイサービスよつばみのみ 10% | デイサービス喝采 10%   |
| 福祉用具貸与    | 日本基準寝具エコール 20% | フロンティア 19%       | ライフケア 17%      |